

令和元年度 決算審査特別委員会（平成30年度決算）の記録

決算審査特別委員会

本庁審査第3班（教育庁、人事委員会、労働委員会事務局、生活環境部、土木部）



- ・知事提出議案第54号：認 定
「決算の認定について」
- ・知事提出議案第55号：認 定
「平成30年度福島県工業用水道事業会計
決算の認定について」
- ・知事提出議案第56号：可 決
「平成30年度福島県工業用水道事業会計
利益の処分について」
- ・知事提出議案第57号：認 定
「平成30年度福島県地域開発事業会計
決算の認定について」
- ・知事提出議案第58号：認 定
「平成30年度福島県立病院事業会計
決算の認定について」

委員長名	小桧山善継
委員会開催日	令和元年9月24日（火）～ 25日（水）
所属委員	[副委員長] 高橋秀樹 小林昭一 [委員] 太田光秋 川田昌成 亀岡義尚 杉山純一 渡辺義信 今井久敏 高野光二 阿部裕美子 佐藤政隆 矢吹貢一 紺野長人 宮本しづえ 三瓶正栄 宮川政夫 先崎温容 橋本徹 佐々木彰 三村博隆

（9月24日（火） 教育庁）

宮本しづえ委員

平成30年度にエアコンの設置費用が計上されて県の事業として高校に設置されたことは本当によかったと思うが、特別支援学校が後回しになった理由を聞く。

施設財産室長

昨年、夏の猛暑によりエアコンが必要となり対応を進めてきた。エアコンの設置は単にエアコンをつけるだけでなく、電気設備を改修しなければならず、普通高校については、発電機を入れるなどの工夫により電気設備を改修をせずにかこの夏に間に合わせた。

特別支援学校については、エアコンを設置する教室を普通教室だけでなく、特別教室なども対象としているため、かなりの数のエアコンを設置しなければならなかった。また、発電機を入れるとかなり大きな音が出るため生徒への影響が心配され、電気設備を改修した上でエアコンを設置せざるを得なかった。そのための電気設備やエアコンの設計がやっと終

わったところであり、来年の夏に間に合うように工事の発注を進めている。

委員指摘のとおり特別支援の生徒たちにいち早くエアコンを設置したかったが、そういった事情によりこのように進めている。一部の小さな規模の学校については6月に設置した。

宮本しづえ委員

特別支援学校については特別教室も含めて今年度中に全部入るとのことでよいか。

施設財産室長

これから発注作業を進める予定である。規模にもよるが、来年の夏に間に合うように整備を進めたい。

宮本しづえ委員

普通高校の特別教室についても検討願う。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーで不用額が出たのはなぜか。

聞き間違いでなければ中学校は全校配置、小学校はかけ持ちで配置をしているとのことであった。学校の現場からは全校配置にしてほしいとの要望が相当ある。スクールカウンセラーは基本的に週1回のため一人一人の子供たちに丁寧に向き合うのが難しく、悩みながら仕事をしている現状がある。

義務教育課長

委員指摘のとおり中学校には全校配置、小学校には32%程度配置されている。配置していない小学校については、中学校区のスクールカウンセラーが要請に応じて小学校に出向くため、その回数が少なかったと考えている。

ソーシャルワーカーについては市町村と教育事務所に配置しており、こちらについても要請に応じて派遣しており、その回数が予定よりも少なかったためである。

宮本しづえ委員

基本的には週1回、スクールカウンセラーが学校に行けば全校配置になる。そのため、学校にスクールカウンセラーが常駐しているわけではない。現場の先生たちの要求は学校にスクールカウンセラーがいることである。そうでないと相談したい子供たちがいたとしても時間的な制約もあり少し遠慮してしまうと聞いている。これで本当に今の子供たちを取り巻く社会的な状況の変化、学校の変化に対応できるのか。

本当はもう少しその学校の子供にかかわりたいと思っていても、月17日間勤務の制約があるのでなかなかそういったことができない。そうであればなぜ常勤にしないのか。常勤にして目いっぱい働いたほうがカウンセラーにとってもやりがいがあるし、やりやすい勤務条件をつくることができると思うが、そうしないのは国からの指導でもあるのか。

義務教育課長

不用額については今まで県外のスクールカウンセラーを派遣していたが、県内のスクールカウンセラーが多くなったことも理由の1つである。委員指摘のとおり学校ではさまざまな子供たちの心の悩みがあり、スクールカウンセラーの養成と必要性が叫ばれている。県では教員が教育相談を学ぶ研修会を開催しており、カウンセラーがいなくても子供たちの心の悩み相談等に対応できるようにしている。

宮本しづえ委員

教員に研修もしながら不足の部分は対応しているとのことだが、不用額が出るような状況であれば勤務体制のあり方も含めて検討して現場の要請に対応すべきだと思うため、働き方も含めて検討すべきと述べておく。

子供のことを一番よく知っているのは教員と思っている。そのため、正規の教員をしっかりとふやしていくことで学校の現場の問題をしっかりと対応できる体制をつくるべきだと思う。

教育委員会に教員の超過勤務時間を調べてもらったところ超過勤務を相当していた。平成30年度の教育委員会で一番多い職員は、いわき海星高校の行政職で年間853時間であったが、教員も年間850時間している。ただ知事部局の行政職の職員で一番超過勤務が多い職員は年間1,100時間を超えており、教育現場のほうが少ないとは想像していなかったのも、なぜこの数字になったのか不思議であった。働き方改革で減らす努力を相当しているが、現場の教員の感覚はそうではない。

超過勤務を相当せざるを得ないが、この数字は実態を正確に反映していると思うか。

教育総務課長

残業時間については正確に反映するように呼びかけており、我々としては上がってきたものを正確なものであると認識している。

宮本しづえ委員

これは本当に実態に合っているのか。現場の先生に聞くと月100時間を超えると校長との面談があり、その時間を確保するのが大変で超過勤務の申告を100時間以内に抑えらることも聞いているため、実態はもっと多いと思われる。

そのため、正規の職員をしっかりとふやしていくことが何よりも必要だったのではないかと。これだけの震災で大変な状況を抱えながら子供たちを丁寧に教育していくためにはそれなりの教員の増員が必要だったのではないかと。

教育総務課長

震災以前に比べて学校あるいは県庁全体で業務量がふえているため教員の加配等により教職員の充実に努めている。引き続き国にも要望しながら教職員の確保に努めるとともに、勤務実態については正確に反映するように指導し、多忙化の解消にも取り組んでいきたい。

宮本しづえ委員

被災地の就学援助の特例措置がある。これも対象が減ったので前年比で減額になり、不用額も出たとのことだが、これは被災児童がどこで教育を受けているかにかかわらず、この事業は適用されると理解してよいか。

高校教育課長

委員指摘のとおりである。

宮本しづえ委員

そうすると就学援助の特例措置が不要になった理由は何か。

高校教育課長

生徒数が減少しているためそういった関係かと思う。

宮本しづえ委員

例えば、飯舘村に戻って学校に通っている子供についてはこれを適用するが、飯舘村以外で教育を受けている子供については適用しない市町村はあるのか。

義務教育課長

補助されていると認識している。

宮本しづえ委員

被災地出身の子供ならばどこに行っても100%適用されるとのことでよいか。

義務教育課長

委員指摘のとおりである。

先崎温容委員

460ページ、高校指導費の約5億1,700万円は県費が約9,300万円、国庫支出金が大部分である。震災以降、国費を使っているいろいろな部分で人材育成に努めているが、説明のあった高校指導費については県内全ての高校で特色を出すような形で進めているのか。

高校教育課長

各事業で対象となる学校は異なるが、事業が全ての県立高校に行き渡るように配慮している。

先崎温容委員

県内の少子化による高校再編等も含めてこれから進めなければならないが、こういった専門性の向上に努めていくことが本県、国を担う人材育成につながると思うので、昨年度の検証を踏まえてさらに強化願う。

宮本しづえ委員

教育長から頑張る学校応援プランの主要施策の説明で学力向上に責任を果たすとあった。2019年度から県独自の新たな学力テストを実施するため2018年度に検討したとの説明であった。全国では2018年度に学力テストの中止を検討した県は何県かある。本県は一旦休んだ県に入っているが、その休んだ県の中でやめたところもある。また、広島県、宮城県は生活調査の質問のみにした。学力テストの中身を拡大した県は少ないのではないか。本県は埼玉県に学んで事業者も埼玉県の事業者を選定したとのことだが他県はやめている。福井県では県議会が中止を求める決議をしている。本県はテストを拡大するとしているが、どうして埼玉県の事業者を選定したのか。

義務教育課長

県の学力調査を1年間やめて今年度から福島学力調査に移行した。理由は子供たち一人一人の学力の伸び、定着を見ていくことがこれからの教育で大切と考えたからである。そういったときに埼玉県も子供たち一人一人の伸びや課題を見つけて個別に指導していくとの考え方があったため、埼玉県と連携協定を結んで進めていくことになった。

宮本しづえ委員

埼玉県と同じようなやり方をしている県は本県のほかにどこかあるか。

義務教育課長

聞いている限りでは本県と埼玉県のみである。

ただ小さい市町村で同じような取り組みを進めていくとの動きはあると聞いている。

宮本しづえ委員

2018年度に検討した新学力調査のやり方は大きな問題点を含んでいると言わざるを得ない。比較的学力の高かった子供たちがこの学力テストを4月に受けてテストが嫌いになったとの話も聞いている。また、生活調査に関する項目が70項目と多過ぎて答えるだけでも疲れるなど調査のあり方そのものに問題がある。

埼玉県が行っているとのことだけで安易に導入を決めた気がしてならない。ことしの実施を踏まえて再度検討すべきだと思うが、どうか。

義務教育課長

検討委員会を立ち上げて埼玉県と一緒に今年度の成果と課題について洗い出しを行っている。来年度に向けても連携協働し、一緒に考えながら学力調査に取り組んでいきたい。

(9月25日(水) 人事委員会事務局)

宮本しづえ委員

公平審査事務で不利益処分に対する審査請求、勤務条件に関する措置の要求が3件あったとのことだが、具体的な中身について聞く。

次長兼総務審査課長

公平審査事務は大きく分けて2つある。1つ目は不利益処分に対する審査請求、2つ目は勤務条件に関する措置要求である。

不利益処分に対する審査請求は、懲戒処分を受けた者などからの不服の申し立てである。これについては行政側の処分を承認する裁決を行った。

勤務条件に関する措置の要求としては、1件は手当の支給を求めたものである。これについても行政の判断が正しいと認め、棄却した。もう1件は勤務環境の改善を求めるものであった。これについては人事委員会であっせんして両者が合意した結果、要求者が要求を取り下げた。

宮本しづえ委員

手当の支給を求めたというのはどういった業務か。

次長兼総務審査課長

具体的内容については控えさせてもらいたい。

宮本しづえ委員

個人のことを求めているわけではない。必要な部署であれば手当を検討すべきなので、どういった業務に対して手当の請求があったのか。

次長兼総務審査課長

申しわけないが、審査案件については回答を控えさせてもらいたい。

宮本しづえ委員

非常に残念である。手当が必要なら議会としても検討すべきことがあるかもしれないと思ったため確認した。

資格や免許を持った職種の採用試験に対して合格者が2人とのことであるが、これはどういった資格を持った人を採用したのか。

採用給与課長

人事委員会で実施している資格免許職の採用試験は司書及び栄養士の2種類である。平成30年度については栄養士の採用はなく、司書の採用予定人員2名に対して受験者が29名あり、その中から2名が合格した。

宮本しづえ委員

人事委員会はそのほかの職種の採用はかかわらないのか。

採用給与課長

免許の必要な薬剤師等については大卒程度の採用試験で実施している。

人事委員会が資格免許職という区分で実施しているのは、主に短大卒程度で取れるこの2種類で実施している。それ以外の定期的に採用がないような少ない職種については各任命権者が実施しており、かかわり方が違う。

今井久敏委員

民間企業等職務経験者を対象とした試験については教養試験の出題数を削減し、アピールシート試験を導入したとの説明であったが、この配点比率はどうなっているのか。また、この試験で採用された方はどれくらいいるのか。

採用給与課長

平成30年度から民間企業等職務経験者のアピールシートを取り入れている。

29年度までの配点は、教養試験100点、論文試験120点、2次試験の面接及びプレゼンテーション210点としていた。30年度の見直し後は教養試験60点、アピールシート90点、論文試験30点、土木職等については資格加点10点とした。なお、アピールシートは90点とのことでかなり大きな配点としており、30年度に合格したのは17名である。

今井久敏委員

即戦力が必要との判断のもとにこういった形で確保しているため、こういった考え方をよく評価して次も採用しなければいけない。評価した上で少しふやしたり、減らしたり調整してしっかり確保してもらいたい。

特に土木では多くの資格を持った方が採用されていると思うので、この方々が職員として求めた人材に成長できるように各部局と連携して成長が図れるよう見守ってもらいたい。

佐藤政隆委員

公益財団法人日本人事試験研究センターの問題を使っているとのことだが、本県で長く働いてもらったり、複合災害からの復興・創生を目指す本県にとっては本県に合った人材を採用しなければいけない。この全国統一の試験だけで採用しているのか。

採用給与課長

公益財団法人日本人事試験研究センターから提供を受けているのは第一次試験の教養及び専門的知識の試験であり全国

統一のもので実施している。

また、本県特有の問題については論文試験、2次試験の集団討論、個別面接で判断している。

宮本しづえ委員

労働基準監督機関としての職権行使が3件あったとのことである。これは重いものだと受けとめている。実地調査を10カ所実施して任命権者の人事担当課に3回の申し入れが行われたとのことだが、これはどこの部署か。

次長兼総務審査課長

知事部局の人事課、教育委員会の職員課、警察本部の警務課の3つである。

宮本しづえ委員

申し入れの内容はどういったものか。

次長兼総務審査課長

まず勤務条件実態調査を実施し、10カ所ほど抽出して実地調査を行った。それらの結果から超過勤務の多いこと、あるいは年次有給休暇の取得が少ないことなどについて改善要請を行った。

(9月25日(水) 労働委員会事務局)

宮本しづえ委員

523件の労働相談のうち業種や相談内容に特徴的なことがあれば聞く。

次長兼審査調整課長

パワハラや嫌がらせなど職場での人間関係が最も多く、2番目は賃金未払いに関するもの、3番目は退職に関するもの、4番目は解雇に関するもの、その他、年次有給休暇の取得などである。

1つの相談の中に複合した質問があるため、延べでカウントしている。

また、幅広い業種から使用者側の問題に関する相談を受けるが、小さい事業所は知識不足などにより労務管理が行き渡らない傾向がある。

宮本しづえ委員

パワハラに関する相談が多いことは、労働者が自分の権利を訴えたとの意味でハラスメントに対する認識が変化していることであり非常によい傾向である。

除染作業員に対する危険手当や賃金の支払いに関する相談が多かったが、現在は減ったか。

次長兼審査調整課長

現在は当局への相談はほぼなく、専門機関が十分対応している。

宮本しづえ委員

出前講座は非常によい事業であるため、より積極的に実施願う。

昨年度は18回実施したとのことであるが、実施回数や実施先を決める基準を聞く。

次長兼審査調整課長

出前講座があることを学校に周知するため、県立学校へは高校教育課の協力を得て直接通知を送り、私立学校へは教頭会などでPRする。

就職の多い学校など事業を活用するメリットが大きいため、希望があれば可能な限り学校の希望に応える。

宮本しづえ委員

高校の要望にほぼ応えていると考えてよいか。

次長兼審査調整課長

基本的に希望があれば応えており、日程などの要望にも対応している。

(9月25日(水) 生活環境部)

宮本しづえ委員

除染事業費の事業の執行により、各家庭や除染場所における現場保管はどの程度解消されたか。

除染対策課長

平成31年3月末時点の現場保管の数量は7万7,857㎡、30年3月末には12万8,312㎡であるため約5万㎡減少した。

宮本しづえ委員

箇所数はわかるか。

除染対策課長

今の発言は面積ではなく箇所数である。また、平成31年度末時点の数も訂正する。

31年3月末時点で8万6,175カ所、30年3月末時点で12万8,312カ所である。大変失礼した。

宮本しづえ委員

ことしの3月末で8万カ所以上が残っており、1年のうちにこの程度しか減らず現在の進捗状況で大丈夫か。

現場保管分を含めて中間貯蔵施設へ全て運ぶまで残り2、3年であるが、今後の見通しを聞く。

中間貯蔵施設等対策室長

委員指摘のとおり、県内に仮置きされた除去土壌の搬出は帰還困難区域を除き2021年度までにおおむね完了を目指す。

今年度の搬出目標は400万㎡のうち、8月末時点での輸送は約132万㎡、直近9月では144万㎡であり、見通しとしては年度内に予定数量を達成できるため2021年度までに搬入可能と考える。

宮本しづえ委員

計画どおり搬出できるよう努力願う。

子供たちの健康対策として必要な再除染を行ったとの報告があり、いわゆるフォローアップ除染について報告であったが、実施した箇所数及び自治体名の一覧表を提出願う。

除染対策課長

線量の低減化を図ったとの事業を説明したが、これはフォローアップ除染とは異なり、制度的には除染ではない。線量低減化支援事業は、平成23年度から公園や通学路などスポット的に高線量である場合に線量を低減させる事業であり、23年度から除染を補完する意味合いで続けてきたものである。

30年度については、保管していた除去土壌を積み込み場に運ぶための費用として、いわき市1カ所、330万円である。

宮本しづえ委員

市町村からの要請に基づき県が行うということか。

除染対策課長

この事業は子供たちの生活空間との限定であるが、住民から各地域で線量が高く不安に思う場所について市町村の窓口に申し出があった場合にモニタリングを行い、実際どうであるかを確認した上で進めるものである。平成30年度は、線量が高いために対応した場所はなく、かつて除去した土壌を運ぶ経費のみ対応した。

宮本しづえ委員

フォローアップ除染について、平成30年度の実施箇所数及び市町村を聞く。

除染対策課長

平成30年度は福島市及び川内村の2市村においてフォローアップ除染を実施し、白河市及び西郷村において除染の実施可否確認のために詳細モニタリングを実施した。西郷村については31年度も継続して実施中であるが、現在のところフォローアップ除染に該当する箇所はない。

これまでに福島市、川内村、相馬市及び南相馬市においてフォローアップ除染を実施しており、合計183カ所である。

宮本しづえ委員

箇所数は多くないが、自治体ごとの一覧表の提出は可能か。

小林昭一副委員長

それでは、ただいまの資料について提出を求めることに異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小林昭一副委員長

執行部に聞く。ただいまの資料提出は可能か。

除染対策課長

提出可否については、未公表の町村があるため確認したい。

小林昭一副委員長

それでは昼過ぎまでに班長に報告願う。

宮本しづえ委員

中間貯蔵施設について、平成30年度も地権者との合意形成に向けて環境省と連携してきたと思うが、進捗状況を聞く。

中間貯蔵施設等対策室長

後ほど資料を提出する。

宮本しづえ委員

地権者の合意を得ること自体が難しくなっている気がするため質問した。

用地の確保について合意を得られない場合、当初の計画どおり実行するのか、無理に用地を取得せず、これまで獲得した用地内で処理するか方針を聞く。

中間貯蔵施設等対策室長

現在の施設の整備状況は輸送対象物量1,400万 m^3 に対応する貯蔵容量を確保する見通しであり、面積としては足りているが、用地についてはあくまで当初の予定である1,600haを取得する方針であるため、引き続き協力を願う姿勢で実施する。

宮本しづえ委員

合意しない者なりの事情があるため、ほぼ必要な面積を確保できていれば何が何でも用地を取得しないといけないと考える必要はないのではないか。

そのため地権者の意向を十分尊重しながら対応するほうが、地元とあつれきが生じないと思うが、どう考えるか。

中間貯蔵施設等対策室長

残った部分も含めて敷地内であるため、安全性を含めて協力願うことで進めている。

小林昭一副委員長

宮本委員に述べるが、決算審査に関する審議を願う。

宮本しづえ委員

環境創造センターにおける不用残について、年間所要額が約9億円を見込んでいたうち約7,000万円を縮減したとのことで経費縮減に向けて努力したと理解する。しかし、8億3,000万円を要することは非常に重いため、どのような努力によりこの不用額となったかを聞く。

また、基金残高について今年度の基金残高について聞く。

環境共生課長

一般競争入札による請差による経費を縮減し、国環研、JAEA、県の3機関連携で実施する研究については、重複した研究を整理し、役割分担の上、効果的に経費を使っている。

また基金の残高は、55億4,575万6,000円である。

宮本しづえ委員

経費の縮減への努力は評価するが、莫大な費用であることも事実である。

基金の残りが55億円のみであるため、経費の縮減に向けて一層努力し、基金がなくなったときに県の一般財源に負担がかかることから、国やJAEAの分担を求めていく必要がある。

自家野菜の放射能検査について、検査を実施した市町村名及び検体数の一覧資料を提出願う。

消費生活課長

平成30年度では計約4万6,000件の検体を検査しており、市町村ごとの検査結果の内訳については提出可能である。

小林昭一副委員長

いつまでに提出可能か。

消費生活課長

本日中に提出する。

小林昭一副委員長

提出を願う。

中間貯蔵施設等対策室長

さきの質問における契約済みの人数については、平成30年3月で1,419名、31年3月には1,689名であり、1年間に270名が契約している。

先崎温容委員

資料116ページの3番の消費者行政体制強化事業の(7)高齢者向啓発パンフレット作成、(8)若者用啓発パンフレット作成及び(9)中学生向啓発パンフレット配布について、それぞれの狙いを聞く。

消費生活課長

消費者教育は、年代に応じて受けとめ方や気をつけるべきことが異なる。

高齢者向けの内容では架空請求やおれおれ詐欺などについて福祉関係者も含めて注意点を知ってもらうことに主眼を置く。また、若者向けの内容として、中学生向けでは契約など基本的な部分を理解してもらうこと、高校生や大学生などについては、悪質商法など具体的な事例を織り込みながら身近なものとして感じてもらうよう注意喚起する内容である。

先崎温容委員

なりすまし詐欺など高齢者関係の内容については県警等と、SNS利用に際したトラブルなど若者向けの内容については教育庁等と情報共有しているのか。

また、パンフレットの部数はある程度網羅できているかをあわせて聞く。

消費生活課長

さまざまな関係機関との連携が非常に重要であると考えている。

高齢者への啓発では、県警から取り締まり状況などのデータを入手し現在の傾向をつかみ、若者への啓発では、基本的には学校での取り組みが大切であるため、可能な限り学校で指導を願う形で連携している。

また部数については、高齢者向けは市町村や社会福祉団体に配布し、この程度の規模で啓発を実施している。

宮本しづえ委員

住民の不安の度合いや関心の高さは市町村によって異なるとわかり参考になった。

総務部から知事部局における平成30年度の超過勤務の実績を出してもらい、自然保護課の職員の実績が年間1,057時間であり7番目に多かったとの報告があった。

平均すると月80~90時間の超過勤務となり、毎月過労死ラインをはるかに越える残業をしていることとなるため、この理由と対策を聞く。

先崎温容委員

決算審査における資料のページ数と照合して質問すべきである。

小林昭一副委員長

資料何ページの質問であるか。

宮本しづえ委員

どのような業務に携わった結果、このような実績になったかは、決算における重要な資料であるため聞く。

生活環境総務課長

イノシシ関連業務について現場対応やイノシシ管理計画の策定などに伴い、応援体制をとったが超過勤務が生じた。

昨今のワーク・ライフ・バランス等々の動きがあり、さまざまな形で超過勤務の縮減に取り組んでおり、ことし4～8月における超過勤務実績は昨年度比で約2割減との成果が上がった。引き続き職員の健康管理に十分配慮し、業務の見直しや応援職員の配置などにより超過勤務の縮減等に努めていく。

宮本しづえ委員

イノシシ対策について業務量がふえていることは理解する。

この業務については長期に続くため応援職員などで対応してきたと思うが、平成30年度の実態を踏まえ改善に向けて努力願う。

公共交通体系について、交通弱者対策を行う市町村に対し補助するとの事業説明があったが、県が補助する自治体と事業状況を聞く。

また、交通弱者対策の実施主体は市町村であるが、県全体の課題であるため県の事業として検討すべきと思う。30年度の実績を踏まえた県の検討について聞く。

生活交通課長

過疎地域か否かや財政力指数などを考慮し、コミュニティーバスやデマンド型の乗り合いタクシーを運行する36市町村に諸経費の一部を補助している。

タクシー事業実証事業については別枠で補助しており、今年度2年目である。

人口減少など地域の実情が厳しく、また地域ごとに特徴が異なる中で、地域の実情に沿った対応ができるよう検討していく。また、来年度予算の編成時期が近づいてきたため、市町村からこれまでの経過と実情を十分聞き取っている。

宮本しづえ委員

同じ市町村でも中心部と周辺部では状況が全く異なるため、どこに住んでも同じ生活の質を確保するとの意味で「足の問題」は非常に重要な課題である。

県の事業として検討すべき課題であるため、補助金を出せばよいとの市町村任せではなく主体的な取り組みを求めておく。

先日、避難地域における家屋の解体状況について資料を提出してもらった。

生活再建ができるよう住む場所を優先的に解体したのだと思うが、避難解除後も解体を終えていない家屋がかなり多く、優先順位のつけ方が違うのではないかと思ったため、家屋の解体に関する基準を聞く。

一般廃棄物課長

立ち入り制限区域において十分に家屋の管理ができない状態が長期間継続した場合に、国が市町村や住民の意向を踏まえ汚染廃棄物対策地域に限定して特例的に、荒廃家屋を解体している。

解体撤去については、汚染廃棄物対策地域内の被災家屋のうち市町村の罹災証明により半壊以上と判定された家屋について、住民から受け付けて調査を行った上で実施する。

宮本しづえ委員

例えば飯舘村では、ことし3月31日で既に仮設借り上げ住宅の無償提供が終わっているが、9月6日時点における解体

の申請件数が1,522件に対し約1,300件しか解体が完了しておらず、昨年度末の状況も大きくは変わっていないと思う。

帰還したい者は家屋を解体し帰還できるとの状況でなければ、避難解除できなかったのではないかと。家屋を解体し再建することは帰還を求める上での大前提であるため、帰還を希望する者は優先的に解体するといった一定の基準を設けていたかを確認する。

一般廃棄物課長

県としては、住民帰還の支障とならないよう荒廃家屋解体の早期完了に向けて、避難地域における推進体制の強化と各種手続の効率化を行うよう国に対して働きかけている。また、申請の受け付け等については、避難指示解除等の個別の状況に応じ柔軟に対応するよう国へ要請している。

佐藤政隆委員

資料120ページの公共交通対策費における負担金について、それぞれの活動状況を聞く。

生活交通課長

(1)の第三セクター鉄道等道府県協議会については、第三セクターに関する全国の協議会における負担金であり、4万円を支出する。意見交換や国への要望活動、研修会など年に数回活動し、ことしは福島県が会長県となり運営している。

(2)の鉄道活性化対策協議会については、各市町村から主にJR東日本の本社及び支社に対し、ダイヤ改正や駅の施設改修などの要望を取りまとめ県が事務局となり声を届けている。負担金として30万5,000円を支出する。

(3)全国鉄道整備促進協議会については、各県が会員となり、主に国土交通省に対する要望活動を行っている。負担金として5万円を支出する。

(4)奥羽本線複線化早期完成期成会同盟会及び(5)奥羽新幹線建設促進同盟会の2つについては、山形新幹線をつくるときにできた山形県が事務局となった期成同盟会であり、現在は高規格の新幹線を求める活動を行っている。

佐藤政隆委員

前年度に負担したため今年度も負担するといったことではなく、本県の現状において真に必要な会議であるかを見直しながら負担すべきであり、かつ協議会での活動を通じ、次年度における生活交通関係の予算に反映される必要がある。

部長説明では鉄道活性化対策協議会の活動を通して、国及びJR東日本に対し県内在来線の利便性の向上を働きかけたとのことだが、その実際について詳細を聞く。

生活交通課長

東日本大震災以降は、JR常磐線及びJR只見線の在来線の復旧について、JR本社、国土交通省や県選出国會議員に対し、市町村と一丸となり重ねて要望した。今年度末に常磐線が復旧し、2年後には只見線が復旧する状況であり、ある程度成果がみえる状況である。

また、水郡線や磐越東線、磐越西線など各線が抱える駅や踏切などについては役場が個別に協議しているが、当協議会を通じ活動を後押しする要望が出てきていることにより少しずつ課題解消ができていく。

JRのカードであるSuicaのエリア拡大については、実現までの道のりが険しいため、継続して要望している状況である。

佐藤政隆委員

単に負担金を負担することで業務が完了したわけではなく、さまざまな活動を通じて県の公共交通に対する施策にフィードバックされることが必要であるため、十分に情報をつかむよう願う。

生活交通対策のための市町村への運行補助金の考え方については、市町村としては生活の利便性のために、過疎化が進み採算が合わない路線が出る中でも維持していくしかないとの形であると思うが、市町村から要望された赤字補填をすればよいのではなく、どのように交通体系をつくっていくのかをあわせて考える必要があるため、考え方を聞く。

生活交通課長

十分に分析し見通すことが大切である。多くの市町村が取り組む法定計画として地域公共交通網形成計画があり、維持

を前提とせず廃止や路線の再編成を含めて地に足をつけて将来展望する市町村がふえている。県もメンバーとしてかわり、広域的な部分については主体となり計画をつくるなど今後の交通のあり方を考えていく。

また、補助金については、収益が悪くなると補助率が下がり地元市町村の負担がふえていき、現状維持を続けると財政的にもたない状況になるため、計画づくりと同様、実際の補助事業において財政的に軽減できるよう、市町村へ補助する際に十分話し合いよりよい改善策を探っている状況である。

佐藤政隆委員

例えば、福島交通がバス路線を撤退して市町村が実施するとき、市町村完結ではなく県が決算状況を踏まえて市町村を指導し、広域的に公共交通体系をつくる必要があると思うが、県の役割について考え方を聞く。

生活交通課長

避難地域や阿武隈急行沿線の地域など広域的な交通網形成計画については県が策定しているが、リーダーシップを発揮し、地元の実情や地元が目指す部分を十分確認し協力して進めていく。

先崎温容委員

資料120ページ、鉄道網整備対策費の(1)鉄道軌道輸送対策事業費補助金について3事業所の財源内訳を聞く。

また、3事業所以外の事業主についても協定を結んでいるのか、補助額は協定により毎年決まるのかを聞く。

生活交通課長

ウの福島交通については私鉄の飯坂線を指し、阿武隈急行、会津鉄道及び野岩鉄道の3社が第三セクターである。

鉄道の車両更新を含め修繕を補助する際に当該予算を計上しており、全て国の補助金を獲得して整備し、地元の県及び沿線市町村がどのように負担するかについては以前に約束の上進めている。

会社は県費により事業を実施するほか、国庫や市町村からも予算が入る形となる。

栃木県及び宮城県とまたがる野岩鉄道及び阿武隈急行については両県とも連携し沿線自治体と支え、会津鉄道については県内完結であるため県及び会津17市町村で負担し支えている。

なお、阿武隈急行については別枠で予算があり、同様に実施している。

先崎温容委員

国と県の負担割合を聞く。

生活交通課長

国庫補助は基本的には約3分の1である。

県の負担割合は鉄道会社により若干異なり、例えば宮城県とまたがる阿武隈急行は約6分の1、山形線についても約6分の1であり、微妙に異なることもあるが半分にした上で応分の負担としている。

(9月25日(水) 土木部)

宮本しづえ委員

平成30年度に解体した仮設住宅の戸数、30年度末で管理している仮設住宅の戸数及び入居戸数について聞く。

建築住宅課長

平成30年度は5,073戸を撤去し、31年3月末時点で7,866戸を管理している。そのうち実際に入居しているのは306戸である。

宮本しづえ委員

この306戸は主にどこの自治体にあるのか。

建築住宅課長

避難指示が解除されていない大熊町、富岡町、浪江町、双葉町の入居者になる。

宮本しづえ委員

今のは避難元の説明であるが、仮設住宅があるのは福島市、郡山市あたりが中心になると思う。

平成30年度の成果報告に仮設住宅の再利用に取り組んだとあり、移住促進に3町村30戸、建築資材の活用に4町村36戸を再利用したとのことだが、これは具体的にどこか。

建築住宅課長

応急仮設住宅の提供事業により資材を提供したのが36戸になり、内訳は磐梯町6戸、金山町4戸、飯舘村24戸、昭和村2戸である。

宮本しづえ委員

主にどのように利用されるのか。移住促進のための事業であり外から人を受け入れるために利用されているのか。8年もたっているが結構使えるものなのか。この事業の主な内容について聞く。

建築住宅課長

市町村の定住や二地域居住を進めるために仮設住宅の資材を提供している。ただ仮設住宅の材料全てが使えるわけではないので、使えないものは新しい材料を準備してもらって使っている。

宮本しづえ委員

住宅の二重ローンに対して利子補給事業を行っており、平成30年度の実績は6件とのことであるが、これは適用が少な過ぎるのではないか。これは被災地で同じように適用されているものだと思うので、被災3県と比較した場合とこれまでの実績について説明願う。

建築指導課長

本県の平成23～30年度の二重ローン対策の実績は215件である。参考までに岩手県と宮城県の23～30年度の実績は、岩手県240件、宮城県931件と聞いている。

宮本しづえ委員

被災戸数が違うので件数も違ってくると思うが、自治体の取り組みの姿勢もあると思ったので確認した。宮城県は被災戸数も多いので件数も多くなるのはわかるが、本県はそもそも申請が少なかったのか。

建築指導課長

毎年度当初に、金融機関、市町村等に二重ローン対策事業を実施することを周知している。また、金融機関から聞いているところでは補助申請の実績程度の件数が、被災者から寄せられた相談件数となっている。

金融機関には相談者に丁寧に事業の説明をするよう依頼している。

宮本しづえ委員

平成30年度の当初予算の説明ではイノベーション・コースト構想関連の総事業費は約700億円とのことであった。そのうち生活環境の整備促進に関する取り組みにかかわる事業費が約277億円、土木関連の事業費が約270億円であった。イノベーション・コースト構想関連の事業費は各事業にちりばめられてあるが、土木部として30年度のイノベーション・コースト構想関連の事業費を整理した資料はあるか。

土木総務課長

イノベーション・コースト構想関連の土木部の事業を整理した資料は作成していない。また、決算でも取りまとめている。

宮本しづえ委員

そうするとイノベーション・コースト構想関連の事業費約700億円というのは何を根拠にしているのか。企画調整部が勝手に集計して約700億円としているということなのか。

土木総務課長

イノベーション・コースト構想関連の事業費の決算額をどの部署が集計しているかは企画調整部に確認しなければわか

らない。

宮本しづえ委員

予算の説明ではイノベーション・コースト構想関連の事業に土木関連も入っているのに土木部が把握していないとなると何を根拠にしているのか。

これではイノベーション・コースト構想関連の土木部にかかわる事業がどこまで執行されたのか確認できないため、企画調整部と調整して報告願う。

土木総務課長

企画調整部と調整して対応する。

三村博昭委員

調査資料5ページ、県営住宅使用料の収入歩合で対予算減額99.9、対調定額48.2となっているが、平成30年度の収入未済額はどれくらいだったのか。また、前年よりも収入未済額の圧縮は進んでいるとの説明があったが、どの程度圧縮したのか。

建築住宅課長

平成30年度の現年度分の県営住宅使用料の収入未済額は約2,600万円である。

収入未済額については計画的に徴収を進めているため年々減ってきており、29年度と30年度を比較すると約2,000万円減っている。

三村博隆委員

不納欠損額に約1,800万円計上されているが、どういった理由で不納欠損として処理しているのか。

建築住宅課長

不納欠損については滞納者と協議しているが、ある程度の年数がたつと相手から時効消滅の申し立てがあり、その部分を勘案して不納欠損としている。

三村博隆委員

今、時効消滅との説明であったが、それ以外に徴収できない理由もあるのか。ただ期間が過ぎて時効消滅しただけで不納欠損とするのは問題があるのではないか。

建築住宅課長

不納欠損の時効消滅については、原則5年、民事調停すれば10年に時効が延びるが、その間については相手と協議、調整等しながら相手方の資産、収入の状況も勘案して不納欠損を判断している。

三村博隆委員

放置していて時効になったから不納欠損としているのではなく、相手の資産等を調査した上で納入できないと判断した場合に時効により不納欠損としているという理解でよいか。

また、そういったやり方であればしっかりと資産の状況等を調査して効率的に対応してもらいたいが対調定額の48.2という数字は大きい。この数字を見ると納入しないで済むという印象も与えるので、督促等の対応はしていると思うが、しっかりと管理した上で効率的なやり方で進めてもらいたい。

建築住宅課長

委員指摘のとおり相手と適時適切に協議、調整を進めながら可能なものについては納入してもらっている。どうしても納入が難しいものについては不納欠損としているが、相手の状況を鑑みながら進めている。